

々尾山へ越候而、五郎兵へ令談合、一刻も急わり合可上候。二月のすへは、大坂よりなごやへ越候はでは、用ニ不立事候間、よるひる共なく可申付候。今度程のせんどは、後さき又とあるまじく候ニ、在所ニ有ながら、此方之儀をば皆々由斷と相見候。命ながらへ歸朝候は如何可有候哉。ちと情に入尤ニ候。謹言。

(文祿二年) 正月三日

(前田) 家 在判

三輪藤兵衛殿

(この文書の付紙に文祿元年とあるも、非なり。)

正月廿九日。前田利長、在國の某に、豊臣秀吉の乗艦の用に供する銅・金箔を徴す。

【温故足徴】

二〇八五

尙以此方へ御買候て可給あかがねの事、其方銀屋ニ御みせ候而、へり申間敷あかがねにて候はゞ、四貫五百め程御買候て可給候。以上。

一、御舟之金具共ニ、薄多入可申候へ共、俄無之て手を

つき申候。然者利家薄之義被仰越候付而、能州薄屋共へ被仰付由候。其義は追而可被仰付候。此方之儀は急之用候間、先々薄出来次第、此方へ取寄申度候。被成其御心得借給候者可爲祝着事。

一、御舟のあかがね本を進じ候。此方ニあかがね一切無之候間、於其方御かはせ候て、即兩國へ可被仰付候。何もきかな物にて候事。

一、此方ニ申付候金具共、是又あかがね一切無之候間、其方ニ而五貫文め御かはせ候て可給事。

一、諸奉公人之儀付而、今度重而被成下御朱印候間、高札進之候。尙以下々堅可被仰付事、猶追而可申入候。恐々謹言。

(文祿二年) 正月廿九日

(前田) 利 長 在判

孫 四

(この文書は宛所を缺くも、前田安勝に與へたるものなるべく、而して從來之を文祿元年に係けて考へられたるは非なるべし。又利長の孫四郎と署せるも

の、現存文書中これを最終とし、本年九月十九日の條に至つては、孫四郎は即ち弟利政にして、利長は肥前守と署したるを見る。但しその肥前守任官は既に天正十三年十一月廿九日に在る如し。)

二月二日。前田利家、小幡彦三郎に、その將に渡海せんとするを告ぐ。

【貴田文書】 陸奥

二〇八六

年頭之祝義として遠路處飛脚、殊ニゆがけ拾五具送給候。節々音信、別而祝着不斜候。仍高麗表之義、無事相進付而、御人數被遣候。就其我等も令渡海候。彼表無程可相濟候間、可御心易候。尙五兵衛かたより具可申候。恐々謹言。

(文祿二年) 二月二日

(前田) 家 在印

小幡彦三郎殿

三月二十日。前田利長、越中礪波郡今石動永傳寺に、百俵の地を寄進す。

【永傳寺文書】 越中

二〇八七

爲寺領分、如先々百俵之地令寄進候。全可有知行狀如件。

文祿二年三月二十日

(前田) 利 長 在判

永 傳 寺

三月。前田利家、能登銀座に、上納金を精査して判を施さしむ。

【七尾町傳書】

二〇八八

以上

態申遣候。仍年々判を仕上候金事、沙汰限り惡候而、行末ニ而一切とらず候間、成其意、向後念入候而可判を候。以來惡候はゞ可成敗候間、爲届申間候也。

文祿二年 三月

(前田) 家 在印

能登銀座

後藤五郎左衛門

四月七日。前田利家肥前名護屋より、在金澤の篠原一孝・能登の三輪吉宗等に、刀鎗裝飾の爲の